

令和 2 年度における例規の改正について

- 1 通知カードの廃止について（令和 2 年 5 月 2 5 日施行）
 - 【理由】 東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第 32 号）の施行等に伴う所要の規定整備（※通知カードの廃止に伴う本人確認書類の特例等の整備）
 - 【対象】 東京都特定個人情報の保護に関する条例の施行について（通達） など
- 2 審査会オンライン開催について（令和 2 年 7 月 8 日施行）
 - 【理由】 新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、対面によらない審査会の開催を実施する必要があることから、関係する規定整備（※審査会における「文書その他の方法」による審査の規定整備）
 - 【対象】 東京都情報公開審査会規則 など
- 3 総務省令の改正（名称変更）等について（令和 2 年 1 0 月 1 5 日施行）
 - 【理由】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、個人番号カードのセキュリティ措置として引用する総務省令名の変更、及び都における個人番号の利用範囲について引用する同法の条項番号の変更による規定整備
 - 【対象】 東京都特定個人情報保護の保護に関する条例
- 4 改正自治法による内部統制について（令和 2 年 1 0 月 1 9 日施行）
 - 【理由】 令和 2 年 4 月 1 日に施行された「地方自治法等の一部を改正する法律」第 150 条の規定に基づき、「東京都内部統制基本方針」及び「東京都内部統制推進要綱」において、内部統制の評価項目の一つとして個人情報の適切な管理が位置付けられ、明文化を求められたため（※提供資料の返還義務⇒委託完了時における個人情報の返還、廃棄、消去等の義務及び廃棄、消去等の完了報告の義務）
 - 【対象】 東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）
- 5 非開示箇所のマスキングの方法について（令和 3 年 2 月 1 日施行）
 - 【理由】 公文書、保有個人情報及び保有特定個人情報の写しの交付等における非開示部分の視認性の向上を図るため、所要の規定整備（※黒塗り以外の方法として白塗り（枠囲みの上、非開示と表示）を規定）
 - 【対象】 東京都情報公開事務取扱要綱

6 デジタルファースト条例について（令和3年4月1日施行）

【理由】 「東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の改正に伴う所要の規定（※（旧）オンライン通則条例⇒（新）東京デジタルファースト条例及び条ズレ）

【対象】 東京都情報公開事務取扱要綱 など

7 デジタルサービス局の新設について（令和3年4月1日施行）

【理由】 令和3年4月1日付け組織改正に伴う、所要の規定整備

【対象】 東京都情報公開事務取扱要綱 など